

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 28 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 10 月 28 日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	2	小西 利幸	委員
	3	山口 浩之	委員

事務局 長	<p>只今から、28回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中11名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、2番 小西委員さん、3番 山口委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が浜佐呂間 505 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で面積 89,545 m²、届出者 仁倉 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 4 年 8 月 16 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。</p>
	<p>番号2 土地の所在が浜佐呂間 298 番 1 外 7 筆、現況地目が畑で面積 91,500 m²、届出者 北見市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 4 年 8 月 16 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。</p>
	<p>番号3 土地の所在が知来 647 番 1 外 18 筆、現況地目畑が 83,369.37 m²、採草放牧地が 31,736 m²、合計面積 115,105.37 m²、届出者 札幌市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 4 年 5 月 22 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員 長	<p>——— 異議なし ———</p>
	<p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が啓生 65 番 1、現況地目が畑で合計面積 8,498 m²、契約期間は平成 24 年 10 月 31 日から令和 4 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 8 月 5 日、引渡しの日が令和 4 年 10 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
	<p>番号2 土地の所在が大成 84 番、現況地目が畑で合計面積 1,771 m²、契約期間は平成 25 年 3 月 29 日から令和 5 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 8 月 5 日、引渡しの日が令和 4 年 10 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
	<p>番号3 土地の所在が大成 85 番 1、現況地目が畑で合計面積 10,400 m²、契約期間は平成 24 年 10 月 31 日から令和 4 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 8 月 5 日、引渡しの日が令和 4 年 10 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
	<p>番号4</p>

議	長	<p>土地の所在が若里 740 番 1 外 10 筆、現況地目畑が 53,277.86 m²、採草放牧地が 28,463 m²、合計面積 81,740.86 m²、契約期間は平成 24 年 7 月 31 日から令和 4 年 7 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 5 月 26 日、引渡しの日が令和 4 年 7 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 議	委 員 長	<p>———異議なし———</p> <p>報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第 3 条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。</p>
事 務 局	局	<p>番号 1</p> <p>土地の所在が浜佐呂間 6 番 4 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 19,894 m²、譲渡人 ●●●●さん、譲受人●●●●さん、農業従事者が世帯員 3 名、経営状況は、トラクター 4 台、コンバイン 1 台を所有し、経営面積は畑が 161,443 m²、採草放牧地が 114,490.86 m²、合計 275,933.86 m²で、贈与となります。</p> <p>この案件につきましてはまた、10 月 18 日関係農業委員さん立会いのもと書類審査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(1 ページ) です。</p> <p>申請地につきましては、国道 238 号線沿い、浜佐呂間市街から常呂方面におよそ 1km ほどの土地となっています。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
堀 北 事 務 局 議	委 員 長	<p>●●●●さんというのはどちらの方ですか。</p> <p>北見市常呂町の方です。</p> <p>ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	員	<p>———異議なし———</p> <p>議案第 1 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p>
事 務 局	局	<p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号 1.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、啓生 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が啓生 65 番 1、現況地目が畑で合計面積 8,498 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 11 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 25,000 円、10 ㎡当たり 2,900 円で、前回も 2,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 8 月 25 日から 1 回</p>

実施しております。
図面で説明いたしますと（2 ページ）です。申請地につきましては、啓生 44 号道路沿いの土地となります。

番号 2.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成 84 番外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 12,171 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 11 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 54,000 円、10 ㍻当たり 4,400 円で、前回は 4,400 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 9 月 8 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（3 ページ）です。申請地につきましては、大成 46 号、●●●●宅付近の土地となります。

番号 3.

利用権の設定等を受ける者が、富富士 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が遠軽町 ●●●●さん。土地の所在が若里 43 番 1A 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 47,202 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 10 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 139,500 円、10 ㍻当たり 3,000 円で、前回は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 8 月 13 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）です。申請地につきましては、若里浜西 2 線道路の東側の土地となります。

番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 740 番 1 外 10 筆、現況地目畑が 53,277.86 m²、採草放牧地が 28,463 m²、合計面積 81,740.86 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 10 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 60,000 円、10 ㍻当たり 700 円で、前回は 700 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 5 月 30 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）です。申請地につきましては、若里基線道路沿い、●●●●宅周辺の土地となります。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。

橋本委員 番号 4 について補足説明します。単価が極端に安くなっていますが、急斜面で実際には耕作が難しい土地も含まれていることから、この単価となっています。

各委員 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

議 長 ———異議なし———

議案第 2 号は原案どおり決定いたします。

議案第 3 号 現況証明願について

事務局 このことについて、事務局の説明を求めます。

議案第 3 号 現況証明願について

下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。

番号 1.

土地の所在が朝日 18 番 1、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、合計面積 1,153 m²、所有者 ●●●●さん、願出人 遠軽町 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

図面で説明いたしますと（6 ページ）です。申請地は、西富 32 号道路沿いの土地となります。

番号 2.

土地の所在が幸町 4 番 16 外 1 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外

議 長	<p>で利用状況は宅地と雑種地、合計面積 347 ㎡、所有者 ●●●●さん、願出人●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと（7 ページ）です。申請地は、佐呂間小学校の東側●●●●宅周辺の土地となります。 番号 3。 土地の所在が宮前町 156 番 22 外 1 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、合計面積 385 ㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 宮前町●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと（8 ページ）です。 申請地は、佐呂間保育所の北側、朝日ヶ丘道路沿いの土地となります。 以上です。</p>
各 委 員 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——異議なし——</p>
各 委 員 長	<p>議案第 3 号は原案どおり決定いたします。 その他 各委員さんの方から何かありませんか。 ——ありません—— なければ第 28 回農業委員会総会を終ります。</p>